

お客様 各位



電気需給約款変更に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

伊藤忠エネクス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 CEO：吉田朋史、以下「当社」）は、各種制度の変更に伴い、2025年4月1日より電気需給約款（市場連動・特別高圧・高圧・低圧、以下「本約款」）を変更させていただきます。

対象約款及び主な変更内容につきましては以下の通りです。

1. 変更の対象となる約款

当社が定める電気需給約款（市場連動プラン高圧・特高）、電気需給約款（特別高圧）、電気需給約款（高圧）、及び電気需給約款（低圧）

2. 変更内容

- (1) 制限中止割引^{※1}の廃止（高圧以上）
- (2) 部分供給の終了（高圧以上）
- (3) 分割供給^{※2}の導入（高圧以上）
- (4) 力率割引廃止に伴うメニュー単価の変更（北海道電力管内の低圧のみ）

変更後の本約款につきましては[こちら](#)をご確認ください。

3. 効力発生日

2025年4月1日より変更後の電気需給約款が適用となります。

4. 変更後の料金適用

2025年5月検針分のご請求より適用いたします。

5. 変更の根拠

本約款第2条（電気需給約款の変更等）

※1：制限中止割引とは、自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、需要者の電気の使用を制限または中止した場合に基本料金を割り引くものです。

※2：分割供給とは、複数の小売電気事業者が1つの需要場所に電力を供給するものです。

以上

【お問い合わせ先】

伊藤忠エネクス株式会社

電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部

TEL：03-4233-8041 E-mail：PU-hanbai@itcenex.com